

## [岩盤工学会] 規 約

### (名 称)

第1条 本会は岩盤工学会 (Japanese Society for Rock-Engineering-JSRE) と称する。

### (事務局)

第2条 本会は、事務局を兵庫県神戸市灘区鶴甲1丁目3番10号 財団法人 建設工学研究所内におく。

### (目 的)

第3条 本会は、会員相互の交流と協力ならびに国内、国外の関連団体及び研究機構との連携を図り、岩盤工学の発展と社会への還元を強力に推し進めることを目的とする。

### (事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成する為に、次の活動を行う。

- (1) 岩盤工学に関する調査、研究活動
- (2) 岩盤工学に関する教育、啓発、交流活動
- (3) 岩盤工学に関する普及、広報の活動
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な活動

### (会 員)

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同する個人
- (2) 学生会員 本会の目的に賛同する学生
- (3) 賛助会員 本会の目的及び活動を賛助する個人及び法人並びにその他の団体

### (入 会)

第6条 本会の会員は、所定の入会手続きを行い、運営委員会の承認を受ける。

### (会 費)

第7条 会員は規約細則の定めにより、会費を納入する。

### (資格の喪失)

第8条 会員は、次の理由によりその資格を失う。

- (1) 本人が書面によって退会を申し出たとき
- (2) 会費を滞納したとき
- (3) 本会の目的に著しく反する行為があったとき

(役員)

第9条 本会に次の役員をおく。

- (1) 評議員40名以内
- (2) 運営委員50名以内

2. 評議員のうち1名を会長とし、若干名の副会長と顧問をおく。

(役員等の選出)

第10条 本会の役員並びに第14条で定める運営委員会の委員長等は、次のように選出される。

- (1) 会長は評議員の中から互選により定める。
  - (2) 副会長は、評議員の中から会長が指名し、評議会の承認を得る。
  - (3) 運営委員長と小委員長運営委員の中から会長が指名し、評議会の承認を得る。
  - (4) 顧問は会長が指名し、評議員会の承認を得る。
2. 役員は、その任期満了後であっても、後任者が就任するまでその職務と権限を有する。

(役員等の職務)

第11条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故等或るあるときは、あらかじめ会長が指名した順位でその職務を代行する。
3. 評議員は、会長及び副会長を補佐し、会務運営上の重要事項を審議する。
4. 運営委員会の委員長及び小委員長は、運営委員会を通じて会務を処理し、総会および評議会に報告・答申・建議する。

(評議会の設置)

第12条 本会に評議会をおく。

2. 評議員は正会員の中から選挙によって選出される。
3. 評議会は、会長、副会長ならびに評議員で構成され、会長が召集して開催する。但し、評議員の3分1以上から会議の目的事項を明記して開催請求があったときは、会長は臨時評議会を開催しなければならない。
4. 任期は2年とする。

5. 評議会の議長は会長がこれに当たる。
6. 評議会は評議員の過半数をもって成立し、その議決は出席評議員の過半数をもって決する。 可否同数の場合は議長が決する。

(総 会)

第13条 総会は正会員をもって構成する。

2. 通常総会は年1回以上会長が召集し、議長は会長がこれに当たる。

(委員会の設置)

第14条 本会に運営委員会を設ける。

2. 運営委員会は、運営委員長が主宰し、会長、副会長、小委員会委員長、幹事および運営委員によって構成される。
3. 運営委員会は、その活動を推進するため次の小委員会を設けることができる。また、必要に応じて特定課題を解決するための小委員会を設けることができる。
  - (1) 技術小委員会
  - (2) 事業小委員会
  - (3) 広報小委員会
4. 小委員会は小委員長によって正会員から選任された者によって構成される。

(経費及び会計)

第15条 本会の経費は、会費、寄附金、その他の収入をもって当てる。

2. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。
3. 会長は、年度終了後決算報告を評議員会に提出し、承認を得る。

(規約の改正)

第16条 本会の規約改正は、評議会において評議員の3分の2以上の同意を必要とする。

(解 散)

第17条 本会は評議員の3分の2以上の同意を得て解散することができる。

附 則

(規約の施行)

本規約は平成9年12月4日より実施する。

(改 定)

平成19年7月30日改定

以上

## 「規 約 細 則」

### (総 則)

第1条 本会の運営は、岩盤工学研究会規約（以下「規約」という）及び本細則による。

### (入 会)

第2条 本会への入会は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、会費を添えて事務局に提出する。

事務局は、会員の入会申込みを受けた際は、評議会に報告するものとする。

### (会 費)

第3条 本会の会費については次のとおりとする。

- (1) 正会員 : 年額 2, 0 0 0円
- (2) 学生会員 : 年額 5 0 0円
- (3) 賛助会員 : 年額 3 0, 0 0 0円

### (会 員)

第4条 正会員、学生会員、賛助会員は次のような特典を要する。

- (1) 研究会会務への参加
- (2) 調査・研究、研究会への参加
- (3) 各種活動への参加費の割引
- (4) その他（HPへのコンテンツ参加）

### (事業内容)

第5条 本研究会の事業活動は、次のようにする。

- (1) 岩盤工学に関する調査、研究活動  
調査・研究、技術評価、技術情報の収集整理、視察・見学、特定のテーマによる研究会活動等の実施など
- (2) 岩盤工学に関する教育、啓発、広報活動  
セミナー、講演会およびショートコースの開催、ジャーナリの発刊など
- (3) 岩盤工学に関する普及、交流活動  
ニュースの発刊、ホームページの運営、会員名簿の作成など
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な活動  
他学会との協働、その他の技術の発展・普及に寄与する活動及び社会貢献など

(細則の改正)

第6条 本細則の改正は、評議会の議決による。

附 則

(規約の施行)

本細則は、平成9年12月4日より実施する。

改 定

(規約の改定)

平成19年7月30日改定

以上